

(別紙1) 赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金・九州(ボラサポ・九州)」

### 住民支え合い活動助成の活動事例及び対象費用

#### I. 対象事業例…以下のような被災者と地元の住民グループによる活動

	活 動 事 例
1.生活支援活動	見守り・訪問活動、移送・外出支援、引っ越し・片づけ作業、配食サービス、家事援助、相談事業、情報収集・提供事業、ミニコミ紙作成・配布事業、防災マップ・防災マニュアル作成事業、コロナ禍における孤立防止のための活動
2.サロン活動	健康づくり支援事業（ウォーキング、太極拳、ヨガ等）、食事と栄養バランス支援事業、健康相談事業、介護予防支援事業、体操・スポーツ振興事業（ゲートボール、野球、サッカー、ボウリング等）、音楽療法支援事業、生きがいづくり支援事業、文化活動（民謡・詩吟、習字、絵、手芸、大工等）
3.季節の行事	お正月会、餅つき会、ひな祭り、お花見会、七夕、祭り、紅葉狩り、クリスマス会、いも掘り、コロナ禍で行うオンライン集会・イベント
4.住民交流事業	昔の遊び・昔話の伝承、郷土の歴史学習、郷土料理の伝承、お便り交流、映画観賞会の開催、各種コンサート開催、落語・寄席の開催、講演会の開催、紙芝居・人形劇の開催、運動会・学芸会の開催、囲碁・将棋大会の開催、各種復興イベントの開催、リフレッシュのための遠足等戸外活動
5.その他	子どもの学習支援、子ども一時預かり、研修会活動、心のケア支援事業、傾聴ボランティア育成活動、災害伝承活動、防災訓練・教育、マッサージ

#### II. 対象費用例

項目例示	費 用 の 例 示
1.物品費	消耗品費・衛生用品費、文房具代、テキスト・書籍代、作業用具代、入場料等チケット代
2.備品費	ポット、食器、ストーブ、ホワイトボード、キャビネット、パソコン、プロジェクター、タブレット
3.弁当・茶菓代等	食材費、食事・弁当代、茶菓代（対象外となる場合もあります）
4.印刷費	チラシ等印刷代、コピー使用料
5.通信費	電話代、FAX使用料、切手代、送料代
6.光熱費	電気代、水道代、ガス代
7.運搬費	車両レンタル代、バス借上げ料、燃料代
8.交通費	バス代、鉄道運賃、ガソリン代、高速道通行料
9.研修会・会議費	会場借上げ料
10.謝金	外部講師等への謝金
11.保険料	行事保険

### III. 各費目の上限額

費用	上限額
1.物品費	各物品あわせて30,000円
2.備品費	各種備品あわせて30,000円
3.弁当・茶菓代等	食事会等の食材費・弁当代は1回につき1人当たり1,000円 サロン等の茶菓代は1回につき1人当たり500円
4.印刷費	あわせて100,000円
5.通信費・光熱費	1日当たり1,000円
6.運搬費	1回当たり50,000円
7.交通費	スタッフ・ボランティアの交通費：1日当たり1,000円
8.研修会・会議費	会場借上げ料：1日当たり50,000円
9.謝金	講師謝金：1回当たり5,000円
10.保険料	行事保険：1人30円 (行事保険Aプラン料金による)

※なお、上記の上限額を超える場合は県共同募金会までご連絡ください。

### IV. 対象外経費

本助成事業では以下の経費を対象としません。応募の際はよくご確認ください。

対象外経費	①応募団体の会員やスタッフ、ボランティアの会議・打ち合わせの際の飲食代
	②活動時のボランティアへの手当・謝金
	③個人の所有に属することになる配布だけを目的にした物品購入費、見舞金等現金支給
	④チャリティイベントの開催経費
	⑤傷害保険等（基本[一般・天災]のAプランの保険額を上限とします）